

扶養している国外居住親族の控除の申告の仕方

海外に住んでいる被扶養者に係る住民税の控除を申告するためには、税申告時に次の資料を添付する必要があります。

既にこれらの資料をあなたの雇用主又は年金支払者に提出済みの場合、提出不要の場合があります（例えば、雇用時又は年末調整時に雇用主に提出した場合）

パスポート以外の日本語ではない資料については翻訳文を元の資料と併せて提出する必要があります

1. 親族関係がわかる書類

- 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、親族であることが確認できるもの（氏名・生年月日・住所の記載が必要）

または

- 「旅券(パスポート)の写し」及び「戸籍の附票の写し（親族関係・国外居住のわかるもの）または住民票等のいずれか」

2. 送金がかかる資料（各被扶養者につき最低1つ）

- 前年中（例：令和6年度住民税の申告なら令和5年中）に金融機関を通じてあなたからその親族へ支払いが行われたことが確認できる書類（例：送金依頼書）

または

- 前年中に、その親族がクレジットカードで商品等を購入し、その購入代金に相当する額をあなたから受領したことが確認できる書類（例：「ファミリーカード」のクレジットカード利用明細書）

※クレジットカードの利用明細書は、あなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、その親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書である必要があります。

3. 留学ビザなど被扶養者が留学のため出国していることがわかる書類（該当があれば）

4. 被扶養者の障害者手帳（該当があれば）

控除対象について

以下の所得要件と年齢等要件の両方を満たす必要があります。

■所得要件

被扶養者の所得に制限があります。所得制限の内容については、神戸市市民税課にお尋ねください。

■年齢等要件

- ・ 配偶者は年齢に依らず対象です※。1. と 2. を提出してください。
- ・ 30歳未満、70歳以上の親族は対象です。1. と 2. を提出してください。

- ・ 30歳から69歳までの親族は対象外です。ただし、以下の条件に該当する場合は対象です：
 - 留学のために出国している。1.、2.、及び3.を提出してください
 - 障害がある。1.、2.、及び4.を提出してください
 - 前年中に生活費または教育費に充てるためにあなたから38万円以上の送金を受けている。1.と2.を提出してください（2.において、ひとりあたり38万円以上の送金をしていることを示す必要があります）